

りこんとどけ

離婚届 のこと

りこん (離婚をする) どちらかが にほんじん (日本人) のとき)

※ 2人とも 外国籍の 人の 場合は、それぞれの 在日大使館、領事館に 聞いてください。

りこんとどけ だ かた
○ 離婚届の 出し方

けっこん していた 人と わか 別れて、けっこん 関係が お 終わった ときに、しくちょうそん やくしょ 役所に 出します。

にほん の やりかたで、りこん 離婚する ときは、りこんとどけ 届を 出して ください。

りこん 離婚する ときは、こくせき 国籍が ある くに 国にも し 知らせて ください。

てつづ 手続きの ほうほう 方法は、たいしかん 大使館か りょうじかん 領事館に聞いてください。

りこん 離婚の ための じょうけん 条件は、くに 国に よって ちがいます。

にほんじん 日本人は にほん 日本 の きまりで りこん 離婚を 認めてもらえない場合が あります。

がいこくせき 外国籍の 人は、じぶん 自分の くに 国の きまりで りこん 離婚を 認めて もらいます。

とど とき
(1) 届ける 時

いつでも。さいばんしょ 裁判所が き 決めた りこん 離婚のときは、りこん 離婚が き ひ 決まった日から 10日間が かかん す 過ぎる まえ 前。

さいばんしょ 裁判所が き 決めた りこん 離婚は、ちょうていりこん 調停離婚といえます。

りこん (離婚に ついての ことば 言葉)

- ・調停離婚 (ちょうていりこん) ・和解 (わかい)、
- ・認諾 (にんだく) ・審判離婚 (しんぱんりこん)
- ・判決離婚 (はんけつりこん)

(2) 届ける ひと

けっこん り さいばんしょ き りこん さいばん はじ ひと
結婚していた2人。(裁判所が 決めた 離婚は、裁判を 始めた 人)

(3) 届けるところ

けっこん り じゅうしょ また ほんせき
結婚していた 2人のうち、どちらあ ひとりの 住所が あるところ、又は、本籍が ある
ところの しくちょうそん やくしょ
市区町村の 役所

とど で ばしょ
(届け出 する 場所)

にしのみやしやくしょ しみんか こせきたんとう
西宮市役所 市民課 戸籍担当 0798-35-3128

がいこくじんとうろくたんとう
外国人登録担当 0798-35-3104

(4) 必要な書類

①離婚届書

やくしょ しょうめいしょ りこん しょうめい しょうにん さいん
役所などに あります。この 証明書には、離婚を 証明する 証人が サイン

しょうめい
(サイン=署名) して、

いんかん お しょうにん さいいじょう ひと り
印鑑を 押します。証人は 20歳以上の 人 2人です。

②戸籍全部事項証明書

にほんじん ひつよう
日本人は 必要 です

③国籍を証明する書類

ばすぽーと
パスポートなど

④ 婚姻が 確認できる 書類

外国人夫婦の 場合は 必要です。

⑤ 本人を 確認できる 書類

運転免許証、パスポート（ばすぽーと）など

⑥ 調停（和解・認諾）調書の謄本 または 裁判（審判）の判決書（＝裁判などで

決まったことが 書いてある書類）および 確定証明書（裁判所で 離婚が 成立した と

きだけ 必要です。

この場合は、届出書の中へは 証人と 離婚する 相手の 署名は ありません。）

※ 市区町村によって、届け出する ところ、届け出の 方法、サービス（さーびす）の種類、書類

の 名前が ちがう ことが あります。

※ 詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。

中長期在留者の 人の うち 配偶者として 「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の

配偶者など」および 「永住者の 配偶者など」の 資格を 持って 日本に 住んでいる 人

が、配偶者と 離婚したり。配偶者が 死んだ 場合には、14日 以内に 住んでいる 地域に

ある ①地方出入国在留管理官署 へ 行くか、②東京出入国管理局 への 郵送

による 届け出が 必要です。

手続きの方法は、住んでいる 地域の 出入国在留管理局に たずねてください。

せいかつの いろいろなこと （にしのみやしの ばあい）

